

消除予定添加物名簿（案）について

平成 30 年 10 月 24 日

1. 概要

既存添加物については、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 101 号）附則第 2 条の 3 の規定（以下「消除規定」という。）により、厚生労働大臣は、その販売、製造、輸入、加工、使用、貯蔵及び陳列（以下「販売等」という。）の状況からみて、現に販売の用に供されていないと認められる場合、消除予定名簿を作成の上公示し、必要な手続きを経て、既存添加物名簿（平成 8 年厚生省告示第 120 号）からその名称を消除することができることとされており、本消除規定に基づき、これまでに 124 品目を消除している。

この消除規定に基づく消除予定添加物名簿の公示に先立ち、流通実態調査¹で添加物としての流通実態が確認できない又は食品添加物の規格基準で成分規格が設定されていない既存添加物 196 品目について、昨年及び本年に、販売等の実態調査を行った。

調査の結果を踏まえ、別添のとおり消除予定名簿（案）をまとめたので報告する。

2. 消除予定名簿への収載対象とした品目（消除対象候補とする品目）

日本国内において流通実態が確認できなかった品目

3. 消除予定添加物名簿（案）

別添のとおり

4. 今後の作業

平成 31 年 1 月～2 月を目処に消除予定添加物名簿を公示し、6 か月の申出手続き（法定）及びWTO通報を開始する。

5. その他

流通実態が確認された品目については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条の規定に基づいて成分規格の設定等を行う。

¹ 平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金（食品の安全確保推進研究事業）「食品添加物の安全性確保のための研究」

消除予定添加物名簿（案）

別添

既存添加物 名簿番号	名称
29	イタコン酸
87	魚鱗箔（魚類の上皮部から抽出して得られたものをいう。）
114	クーロー色素（ソメモノイモの根から抽出して得られたものをいう。）
122	香辛料抽出物（チャービルから抽出し、又はこれを水蒸気蒸留して得られたものに限る。）
135	骨炭色素（骨を炭化して得られた、炭素を主成分とするものをいう。）
137	ゴマ柄灰抽出物（ゴマの茎又は葉の灰化物から抽出して得られたものをいう。）
149	シアナット色素（シアノキの果実又は種皮から抽出して得られたものをいう。）
263	フェリチン
287	ヘゴ・イチョウ抽出物（イチョウ及びヘゴの葉から抽出して得られたものをいう。）
359	レバン（枯草菌の培養液から得られた、多糖類を主成分とするものをいう。）